

○建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程

昭和 52 年 10 月 20 日
告 示 第 4 4 5 号

〔沿革〕昭和 53 年 7 月 17 日告示第 324 号、27 日第 333 号、54 年 10 月 22 日第 446 号、58 年 1 月 27 日第 45 号、7 月 21 日第 426 号、60 年 7 月 2 日第 538 号、63 年 10 月 4 日第 717 号、平成 3 年 5 月 14 日第 449 号、10 月 11 日第 752 号、5 年 5 月 14 日第 440 号、9 年 7 月 18 日第 556 号、12 年 12 月 12 日第 873 号、13 年 3 月 30 日第 241 号、16 年 3 月 26 日告示第 261 号、16 年 8 月 13 日告示第 599 号、17 年 3 月 31 日告示第 280 号、17 年 12 月 2 日告示第 805 号、18 年 3 月 7 日告示第 150 号改正、21 年 3 月 16 日告示第 178 号改正、23 年 3 月 22 日告示第 177 号改正、25 年 3 月 30 日告示第 225 号改正

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程を次のように定める。

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱（昭和 47 年沖縄県告示第 203 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 120 条、第 133 条及び第 134 条の規定に基づき県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

（競争入札の参加資格者）

第 2 条 知事は、次の各号のいずれにも該当する建設業者を入札参加資格者とする。

- （1）法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者の場合、その事実があった後 2 年を限度として知事が定める期間を経過したものであること。
- （3）法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、適当と認められた者で、法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の請求を行っている建設業者であること。
- （4）沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （5）その他経営状況等について、知事が別に定める基準に適合した建設業者であること。

（資格審査の実施）

第 2 条の 2 建設工事入札参加資格審査は、2 年に 1 回行う定期の資格審査と知事が必要と認めるときに行う追加の資格審査に区分して実施する。

（参加資格審査の申請）

第 3 条 県の発注する工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設工事入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（申請書の受付）

第 4 条 定期の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付は、当該審査を実施する年度の 5 月 1 日から 2 月末日までの間において知事の定める期間に行うものとする。

2 追加の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付は、知事の定める期間に行うものとする。

(登録及び等級格付等)

第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第2条各号のいずれにも該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）については、建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 名簿は、沖縄県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に登録されるもの及び建築一式工事に登録されるものにあつては5等級に、電気工事に登録されるもの及び管工事に登録されるものにあつては3等級に、ほ装工事に登録されるものにあつては2等級に格付をし、その他については、等級の区分は行わないものとする。ただし、等級の区分を必要とするときは、3等級に格付をすることができる。

3 前項の格付は、知事が別に定める基準により審査するものとする。

4 名簿は、土木建築部土木総務課に保管し、別にその副本を県の発注事務を取り扱う関係部局（以下「関係部局」という。）に備え付けるものとする。

5 名簿の有効期間は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

(合格の通知)

第6条 前条の規定による有資格者に対しては、入札参加適格合格通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第7条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者は、法第11条第1項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに入札参加資格審査申請後変更届書（第3号様式）を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、建設工事入札参加資格承継書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けて有資格者の地位を承継することができる。

(資格の取消し等)

第9条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者（有資格者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書の記載事項及びその添付書類に虚偽その他不正な事項があつたとき。

(2) 法第3条第3項の規定に基づく許可の更新を受けなかつたとき。ただし、更新時期を経過して30日以内に許可申請を行い、許可を受けた者については、この限りでない。

(3) 第2条各号の要件を満たさなくなつたとき。

2 有資格者が、等級格付の要件を満たさなくなつたときは、等級格付を変更することができる。

(建設業者格付審査会)

第10条 第5条に規定する等級の格付を行うため、建設業者格付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、土木建築部長をもって充てる。

3 審査員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(会長の権限)

第12条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、土木建築部土木企画統括監がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第13条 審査会は、会長が2年に1回招集する。ただし、必要があるときは、臨時に招集することができる。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、土木建築部土木総務課で処理する。

(業者の選定及び発注区分)

第15条 業者の選定は、第5条に規定する有資格者のうちから行うものとする。

2 県発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第2のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として1級直近上位及び下位の等級該当者から選定することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適当と認める者を選定することができる。

(1) 特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ないとき。

(2) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において更に入札に付そうとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合として関係部局長が別に定めるものに該当するとき。

(選定上の留意事項)

第16条 前条の規定により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 経営及び信用の状況

(2) 当該工事施工についての技術的適性

(3) 当該工事に対する地理的条件

(4) 手持工事の状況

(5) 保有機械の状況

(6) その他当該工事についての適否

(指名審査会の設置)

第17条 関係部局に指名審査会を設置することができる。指名審査会は、建設工事の発注に際して適切な業者の選定を行うことを目的とし、指名審査会に必要な規程及び指名基準については、それぞれ関係部局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現になされている等級格付及び登録は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第15条第3項後段の規定は、沖縄本島を除く離島地域で施工する建設工事に係る業者の選定については、当分の間、適用しないものとする。

附 則（昭和53年7月17日告示第324号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第12条第1項及び別表第2の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月27日告示第333号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月22日告示第446号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月27日告示第45号）

この告示は、昭和58年1月27日から施行する。

附 則（昭和58年7月21日告示第426号）

この告示は、昭和58年7月21日から施行する。

附 則（昭和60年7月2日告示第538号）

この告示は、昭和60年7月2日から施行する。

附 則（昭和63年10月4日告示第717号）

この告示は、昭和63年10月4日から施行する。

附 則（平成3年5月14日告示第449号）

この告示は、平成3年5月14日から施行する。

附 則（平成3年10月11日告示第752号）

この告示は、平成3年10月11日から施行する。

附 則（平成5年5月14日告示第440号）

この告示は、平成5年5月14日から施行する。

附 則（平成9年7月18日告示第556号）

この告示は、平成9年7月18日から施行する。

附 則（平成12年12月12日告示第873号）

この告示は、平成12年12月12日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第241号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日告示第261号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月13日告示第599号）

この告示は、平成16年8月13日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第280号）

この告示は、平成17年3月31日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月2日告示第805号）

この告示は、平成17年12月2日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 7 日告示第 150 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日告示第 178 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日告示第 177 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 30 日告示第 225 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

別紙のとおり

第 2 号様式（第 6 条関係）

別紙のとおり

第 3 号様式（第 7 条関係）

別紙のとおり

第 4 号様式（第 8 条関係）

別紙のとおり

別表第 1 (第 11 条関係)

土木企画統括監
土木整備統括監
建築都市統括監
土木総務課長
建設業指導契約監
技術管理課長
用地課長
道路街路課長
道路管理課長
河川課長
海岸防災課長
港湾課長
空港課長
都市計画・モノレール課長
下水道課長
建築指導課長
住宅課長
施設建築課長
沖縄県北部土木事務所長
沖縄県中部土木事務所長
沖縄県南部土木事務所
沖縄県宮古土木事務所
沖縄県八重山土木事務所
沖縄県下地島空港管理事務所長
沖縄県ダム事務所長
沖縄県下水道建設事務所長
沖縄県下水道管理事務所長

別表第2（第15条関係）

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別 金額	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	ほ装工事
		請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級		1億5千万円以上		
A 級		5千万円以上 1億5千万円未満	1千5百万円以上	1千5百万円以上
B 級		2千5百万円以上 5千万円未満	6百万円以上 1千5百万円未満	1千5百万円未満
C 級		1千万円以上 2千5百万円未満	6百万円未満	
D 級		1千万円未満		

第1号様式（第3条関係）

建設工事入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

受付印

所在地

申請者 商号名称

代表者名

印

今般、沖縄県にて行われる建設工事に係る競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

☆申請事務担当者指名記入欄【行政書士含む】

部署名等

担当者氏名

電話番号

入札参加適格合格通知書

平成 年 月 日

〒

大臣
知事

許可

一般
特

第 号

殿

下記について沖縄県の発注する建設工事入札参加適格審査に合格したので通知する。

記

審査業種及び等級（総合数値）

業種

審査業種及び等級（総合数値）	業種

なお、有効期間は平成 年 月 日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

沖縄県知事

第3号様式 (第7条関係)

入札参加資格審査申請後変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 第 号

沖 縄 県 知 事 殿

平成 年度 建設工事入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

第4号様式(第8条関係)

建設工事入札参加資格承継書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

許可番号
被承継者
住 所
商号又は名称
代表者名

許可番号
承継者
住 所
商号又は名称
代表者名

平成 年度沖縄県建設工事入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

(資格承継する業種及び等級)		業 種
等 級	業 種	

沖縄県指令士第 号
申請のとおり承認します
平成 年 月 日
沖縄県知事